ISO/COPOLCO活動報告

令和8年度第3回ISO上層委員会報告会
2026年11月12日
松本恒雄
COPOLCO国内委員会委員長
一橋大学名誉教授

自己紹介

- 1991～2013年　一橋大学法学部・同大学院法学研究科教授、法科大学院長など（現、名誉教授）
- 2001年～　国際標準化機構消費者政策委員会（ISO/COPOLCO）日本代表、同国内委員会委員長など
- 2009～11年　内閣府消費者委員会初代委員長
- 2013～20年　国民生活センター理事長（現、顧問）
- 2021年～　池田・染谷法律事務所客員弁護士
- 2022年～　日本司法支援センター（法テラス）顧問
- 2023年～　日本広告審査機構審査委員会委員長
- 2023年～　全国消費生活相談員協会会長

ISO/COPOLCOとは

ISOにおけるCOPOLCOの位置

- 総会
- 理事会
 - 理事会傘下の政策開発委員会（PDC）として
 - 適合性評価委員会（CASCO）
 - 消費者政策委員会（COPOLCO）
 - 1978年設置
 - 途上国対策委員会（DEVCO）
- 技術管理評議会（TMB）
 - 傘下に多数の技術委員会（TC、PC）

COPOLCOへの委任事項（2026年6月改訂）

- a) 消費者が標準化から利益を得ることを支援する手段、国内及び国際的標準化への消費者参加 を改善する手段を研究すること
- b) 消費者分野における規格の開発及び実施における消費者参加の経験、その他標準化における消費者の関心事項についての情報交換の場を提供すること
- c) 消費者及びその目的が消費者の利益と合致するその他の十分に代表されていないステークホルダーを対象とした能力構築に関する事項について、標準化活動への彼らの関与及び参加を支援するために、場合に応じて理事会およびDEVCOに助言を行うこと
- d) ISOの現在及び将来の標準化及び適合性評価業務関連事項について、消費者視点からISO理事会に助言すること
- e) 消費者のニーズに関連するISO内の新規または改訂された方針また行動の必要性について、ISO理事会に助言すること

COPOLCOのビジョンとミッション

- ビジョン
 - 消費者参加を通じて、国際規格における消費者ニーズに対応すること
- ミッション
 - ISOおよびその加盟機関に対し、消費者ステークホルダーを、標準化における価値のあるパートナーとして認識し、支援するように促すこと

COPOLCOのワーキンググループ

- WG1, Chairs advisory group (CAG)
- WG 21, Communication and outreach group
- WG 22, Consumer standards action group
- WG23, Capacity building and training group
- WG24, Consumer safety group
- WG26, Consumer protection in AI（3年期限で新設することを2026年総会決議8で議決）

第47回総会（海口、中国）

第47回総会の日程

- 5月25日（月）午後　議長諮問会合・WG会合
- 5月26日（火）午前　総会
 午後　ワークショップ
 夜　カクテルパーティ
- 5月27日（水）午前　ワークショップグループ討議
 午後　総会
- 5月28日（木）終日　総会
 夜　夕食会
- 5月29日（金）SAC主催の独自プログラムとツアー

ワークショップ

- 「デジタル消費者権：消費者の包摂、脆弱性、および国際規格」
 - “Digital Consumer Rights: Consumer Inclusion, Vulnerability and International Standards”
- AIの発展により消費者は二重の問題に直面
 - 包摂性（inclusion）の問題
 - インターネットに接続できない消費者が多数存在する
 - 脆弱性（vulnerability）の問題
 - AI・デジタル化によって消費者利益の積極的な侵害
- 国際標準化がこれらの問題の解決にどうように貢献できるか

COPOLCO AI白書（2025年）

- AIが消費者に与える課題（困難と機会の双方）を検討し、AI関連のISO規格を作成する際に消費者のニーズと保護が考慮されるよう、協力と行動に向けら指針と提言
- JSAから日本語訳も出ている



6つのグループで討論

- １　透明性と説明可能性（Transparency and Explainability）
- ２　公正性と差別のないこと（Fairness and Non-discrimination）
- ３　自己決定と十分な情報を与えられたうえでの選択（Autonomy and Informed Choice）
- ４　プライバシーとデータ機関（Privacy and Data Agency）
- ５　デジタル製品・サービスの安全性とセキュリティ（Safety and Security in Digital Products and Services）
- ６　アクセス、救済、およびデジタル包摂性（Access, Redress, and Digital Inclusion）

ワークショップの成果と今後の方向性

- １　既存のデジタル側面を含むCOPOLCOガイドの改訂の必要性の評価
- ２　既存のCOPOLCOガイドをより有効に使うためのトレーニング教材の開発
- ３　消費者に提供されるオンライン情報について妥当性と信頼性を評価するためのCASCO原則の適用
- ４　この問題に有益と考えられる既存の規格のマッピングと評価
- ５　デジタル消費者権利ガイドの開発
- ６　オンライン製品についての国際的な情報共有ガイドの開発
- ７　デザイン面での簡素化（simplicity by design）に関する原則を述べた文書の開発
- ８　デジタルプロダクトパスポート（ISO/IEC JTC5）
- ９　ISO/IEC JTC1との適切な協力
- 10　グローバルパートナー（ITU, IEC, CI, UNCTADほか）との関係の継続

市民社会（Civil Society）

- 2025年から消費者と市民社会組織との関係が議論されている
 - TGを設置して検討
 - COPOLCOの構成員をどう考えるか
- 結論（決議17～21）
 - 市民社会組織のcategory Aリエゾン参加について、内部ルールをつくる。
 - まず、ISOにリエゾン参加、ついでCOPOLCOにリエゾン参加の順
- 並行して、消費者の定義についても議論されている

規格開発におけるCOPOLCOの役割

- COPOLCOが組織としてより積極的に関与できるようにしようという議論が2025年から出てきている
 - TG on COPOLCO’s Role in Standards Development
- 2段階に分けて考える方向（決議22、23）
 - Tier 1（第1段階）
 - 現状でもできること
 - Tier 2（第2段階）
 - 制度を変えないとできないこと

総会後のCIB（委員会内投票）による追加決議（その1）

- 決議30（政策委員会の役割）
 - ISO/TMBに対し、専門業務に関連するISOの政策委員会の役割を反映させるための実現可能性および適切な仕組みをレビューするよう要請する
- 決議31（消費者代表間のコミュニケーションの強化）
 - ISO/COPOLCO事務局に対し、ISO中央事務局内で、事務総長および関連するISOのガバナンス・組織体制と連携し、ISOおよびIECの専門業務に関連する事項について消費者間の協力を促進するためのオンラインスペースの設立の実現可能性を検討するよう要請する

総会後のCIB（委員会内投票）による追加決議（その2）

- 決議32（規格開発の初期段階からの消費者代表の関与）
 - 消費者ステークホルダーの代表者が効果的に活動するためには、技術プロジェクトの初期段階から関与する必要があることに留意するとともに、現在、記入済みのフォーム4からどのプロジェクトが消費者にとって最も関連性が高いかを特定することが困難であるという現状を踏まえ、TMBに対し、提案者が自身の提案がCOPOLCOの戦略的優先事項とどのように関連するかを特定するのに役立つリンクを追加することを検討するよう要請する
- 決議33（消費者に関連する自動スクリーニングツール）
 - COPOLCOの事務局に対し、ISO/ITDSと協力して、NWIPをスクリーニングし、消費者の関心が特に高い可能性のあるものを特定できる自動テキストスキャンシステムを作成するよう要請する

総会後のCIB（委員会内投票）による追加決議（その3）

- 決議34（COPOLCO作成のガイド）
 - COPOLCOが作成したガイドが、方針を国際規格の規定へと反映させるための重要な仕組みであることを踏まえ、COPOLCO WG 23に対し、COPOLCOガイドの普及を支援するための研修プログラムの作成を、またCOPOLCO WG 21に対し、啓発プログラムの作成を要請する
- 決議35（ホワイトペーパーの作成手順）
 - 国際規格標準化において消費者の利益を効果的に反映させるためのツールとして、COPOLCOホワイトペーパーの価値を認識し、業部会TG（CPOPOLCO内の技術作業部会）に対し、COPOLCOホワイトペーパーの作成対象となるテーマの選定および優先順位付けのための方法論を作成し、さらなる検討のためにCOPOLCOに提出するよう要請する

2027年総会

- 5月にソウル（韓国）で開催
- 総会及びワークショップは、2026年に引き続き、デジタル消費者権（Digital Consumer Rights）を中心的なテーマとして行う

消費者政策における標準化の役割

消費者基本法における標準化

- 第１４条（規格の適正化）
 - １　国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。
 - ２　前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。
 - もともと1960年代にできた条文のため、商品・役務に限定している点で狭い
- 第２３条（試験、検査等の施設の整備等）
 - 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

ソフトローとしての自主行動基準（code of conduct）

- 消費者基本法5条2項（事業者の責務等）
 - 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 同6条
 - 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

ソフトローの意義と限界

- 標準化はソフトローの重要なツール
 - ステークホルダーが協力して、あるべきルールをつくり、市場の力で事業者に守らせる
 - それが事業者にとっても有利になる
 - win-win型消費者政策
- 標準化だけで問題が解決するわけではない
 - 悪質な事業者や意識の低い事業者には効果がない
- 行政規制や民事ルールとの組み合わせ方が重要
- EUでは、法規制のために整合規格（harmonized standards）を活用
 - CEマーキング

消費者庁「消費者契約法検討会」中間とりまとめ（2026年9月）

- 消費者の多様な脆弱性への配慮を事業者に促進する仕組みを消費者契約法に導入
 - 消費者の適切な判断の確保についての配慮
 - 消費者契約の締結がもたらす結果についての配慮
- プリンシプル（配慮規範・行動原則）を定めた配慮規定に基づいて、行政が指針を策定する
 - 配慮規定には、配慮義務と配慮の努力義務を含むが、配慮義務違反についても、直接の民事効果はなく、行政処分や行政措置の対象でもない
 - 指針策定のために官民協議会を設置
- 官民協議会の議論を経て、行政が定める指針には、現在JIS化に向けて作業中のISO 22458が参考になる（あるいは、代替できる）
 - ISO 22458「消費者の脆弱性—包括的なサービスの設計と提供のための要求事項とガイドライン」（2022年）